

監査委員会報告第77号「追加情報の注記について」の改正について

平成16年3月17日
日本公認会計士協会

監査委員会報告第77号「追加情報の注記について」（平成15年3月25日）を次のとおり改正する。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>監査委員会報告第77号</p> <p style="text-align: center;">追加情報の注記について</p> <p style="text-align: right;">平成15年3月25日 <u>最終改正</u> 平成16年3月17日 日本公認会計士協会</p> <p>1. はじめに</p> <p>追加情報の注記に関する実務上の指針を示すことを目的として、監査第一委員会報告第47号「追加情報の注記について」（昭和60年3月26日、以下「報告第47号」という。）が公表された。その後、従来の個別情報を中心とした開示制度から連結情報を中心とした開示制度へ転換が図られ、連結財務諸表等に係る追加情報の記載内容についても多岐にわたることとなり、また、退職給付に係る会計基準や金融商品に係る会計基準等新たな会計基準が制定されたほか、監査基準の改訂（平成14年1月25日 企業会計審議会）も行われた。当委員会はこの制度改正を受け、追加情報の注記に関する項目、記載内容及び記載方法について全般的に見直しを行った結果、報告第47号を廃止し、新たな実務指針として公表することとした。</p> <p>連結財務諸表規則、財務諸表等規則、中間連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則及びこれらに係るガイドライン並びに商法施行規則（以下「規則等」という。）は、これら規則等に基づいて作成される連結財務諸表、財務諸表、中間連結財務諸表及び中間財務諸表並びに計算書類及び連結計算書類（以下「財務諸表等」という。）に記載すべき会計方針並びに貸借対照表及び損益計算書等に関する注記事項について特段の規定を定めている。会社にとって開示の対象となる会計事象や取引（以下「会計事象等」という。）は、業種・業態によって様々であり、また、同一会社であっても、その時々において予期し得ぬ事態が起こることがあるため、規則等が特に定めた記載事項のみでは、利害関係人が財務諸表等によって開示された情報を適切かつ十分に理解できない場合が生ずる。そこで規則等は、個々に定めている注記事項のほか、利害関係人が企業集団又は会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、追加情報として注記すべきことを定めている（連結財務諸表規則第15条、財務諸表等規則第8条の5、中間連結財務諸表規則第13条、中間財務諸表等規則第6条、商法施行規則第47条及び同第155条）。</p> <p>本報告は、現状における規則等に基づいて作成される財務諸表等に注記すべき追加情報とはどのようなものかを明らかにするため、報告第47号における機能別分類を現行の開示実態に即して改正した。同時に、改正された分類に基づく項目の記載内容を具体的に明らかにし、各項目に該当する事例と記載内容及び注記の記載例を示すことにより、追加情報の注記に関</p> | <p>監査委員会報告第77号</p> <p style="text-align: center;">追加情報の注記について</p> <p style="text-align: right;">平成15年3月25日 日本公認会計士協会</p> <p>1. はじめに</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>連結財務諸表規則、財務諸表等規則、中間連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則及びこれらに係るガイドライン並びに商法施行規則（以下「規則等」という。）は、これら規則等に基づいて作成される連結財務諸表、財務諸表、中間連結財務諸表及び中間財務諸表並びに計算書類及び連結計算書類（以下「財務諸表等」という。）に記載すべき会計方針並びに貸借対照表及び損益計算書等に関する注記事項について特段の規定を定めている。会社にとって開示の対象となる会計事象や取引（以下「会計事象等」という。）は、業種・業態によって様々であり、また、同一会社であっても、その時々において予期し得ぬ事態が起こることがあるため、規則等が特に定めた記載事項のみでは、利害関係人が財務諸表等によって開示された情報を適切かつ十分に理解できない場合が生ずる。そこで規則等は、個々に定めている注記事項のほか、利害関係人が企業集団又は会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、追加情報として注記すべきことを定めている（連結財務諸表規則第15条、財務諸表等規則第8条の5、中間連結財務諸表規則第13条、中間財務諸表等規則第6条、商法施行規則第47条(改正前第26条)及び同第155条(新設)）。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>する実務上の指針を提示することを目的としている。</p> <p>なお、以下に例示する事項は、必ずしも、財務諸表等に注記すべき追加情報を網羅的に示したのではなく、また、その記載内容、記載方法は、実務上の参考に資するためのものである。したがって、追加情報として注記する事項と記載内容及び記載方法は本報告を参考とし、実情に即して個々に決定する必要がある。</p> <p>また、追加情報の注記は、財務諸表等の利用者が、財務情報を適切に判断する上で必要と認められる場合に記載すべきものであって、本報告に例示された事項に該当する場合であっても、重要性が認められない場合にまで、記載を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>2．追加情報の定義</p> <p>追加情報とは、会計方針あるいは貸借対照表又は損益計算書等に注記すべきものとして規則等で具体的に規定しているもの以外の注記による情報をいい、利害関係人が<u>企業集団又は</u>会社の財政及び経営の状況に関して<u>適正</u>な判断を行う上で必要と認められる情報である。</p> <p>3．追加情報の分類</p> <p>(1) 会計方針の記載に併せて注記すべき追加情報</p> <p>会計方針の記載に併せて注記すべき追加情報は、会計方針と密接な関連を持つ注記事項である。これは、会計上の見積りの変更、会計処理の対象となる会計事象等の重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更、会計処理の対象となる新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用に分類されるが、財務諸表等規則第9条第1項、商法施行規則第46条第1項等の規定により会計方針の記載に併せて注記する。</p> <p>貸借対照表、損益計算書又はキャッシュ・フロー計算書に係る注記とするなど、他の記載箇所へ注記する場合には、特定の会計方針の記載と当該注記の記載との関連を明らかにして、利害関係人の判断を誤らせないよう配慮する必要がある。</p> <p>会計上の見積りの変更</p> <p>会計上の見積りの変更とは、過去に特定の会計事象等の数値・金額が会計処理を行う時点では確定できないため、見積りを基礎として会計処理していた場合において、損益への影響が発生する見積りの見直しをいう。</p> <p>(事 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品保証引当金を過去の保証実績期間を基に計上している会社において、製品の品質向上により、保証対象となる製品の不具合の発生が短期間のうちに終息する傾向が顕著となったことから、算定の基礎とする過去の修理期間の見直しを行った場合 有形固定資産に関する減価償却期間(耐用年数)について、生産性向上のための合理化、改善策が策定された結果、従来の減価償却期間と使用可能予測期間との乖離が明らかとなったことから、新たな合理的な耐用年数を採用した場合 <p>これらは、会計処理の前提となる見積りが技術力の向上や経済環境等の変化等から、従来採用している見積方法が実態に適合しなくなったために最適な見積方法を採用するものであり、会計方針の問題ではない。したがって、会計方針の変更には</p> | <p>2．追加情報の定義</p> <p>追加情報とは、会計方針あるいは貸借対照表又は損益計算書等に注記すべきものとして規則等で具体的に規定しているもの以外の注記による情報をいい、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関して<u>適切</u>な判断を行う上で必要と認められる情報である。</p> <p>3．追加情報の分類</p> <p>(1) 会計方針の記載に併せて注記すべき追加情報</p> <p>会計方針の記載に併せて注記すべき追加情報は、会計方針と密接な関連を持つ注記事項である。これは、会計上の見積りの変更、会計処理の対象となる会計事象等の重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更、会計処理の対象となる新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用に分類されるが、財務諸表等規則第9条第1項、商法施行規則第46条第1項(改正前第25条第1項)等の規定により会計方針の記載に併せて注記する。</p> <p>貸借対照表、損益計算書又はキャッシュ・フロー計算書に係る注記とするなど、他の記載箇所へ注記する場合には、特定の会計方針の記載と当該注記の記載との関連を明らかにして、利害関係人の判断を誤らせないよう配慮する必要がある。</p> <p>会計上の見積りの変更</p> <p>(同 左)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>該当せず、追加情報として注記するものである。 (記載内容と記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産の耐用年数の変更 重要な減価償却資産の減価償却の方法の記載に併せて、耐用年数の変更が行われた旨、その内容及び変更が財務諸表等に及ぼす影響を注記する。 なお、以下に示す各記載例は、連結財務諸表について示したものであるが、個別財務諸表についても、これに準じて記載するものとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(固定資産)は、従来、耐用年数を5年として減価償却を行ってきましたが、当連結会計年度においてコスト削減・生産性の向上等の合理化・改善プロジェクトの調査改善報告や過去の実績に基づく平均使用期間を算定した結果、従来採用していた耐用年数と実績に基づく使用可能予測期間との乖離が明らかになりました。このため、当連結会計年度から実績に基づく使用可能予測期間による耐用年数3年を採用することとしました。この結果、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が 百万円並びに当期純利益が 百万円それぞれ減少しております。</p> </div> <p>会計処理の対象となる会計事象等の重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更 従来、会計処理の対象となる会計事象等の重要性が乏しかったため、本来の会計処理によらず、簡便な会計処理を採用していたが、当該会計事象等の重要性が増したことにより、本来の会計処理へ変更する場合である。例えば、ある項目に係る会計処理を現金基準から発生基準へ変更する場合がこれに該当する。重要性が増した会計事象等に対しては現金基準による会計処理は妥当と認められないので、当該変更は会計方針の変更には該当せず、追加情報として注記するものである。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上割戻の計上について、従来支出時に売上控除処理を行っていたが、発生額の重要性が増してきたため、売上割戻発生見積額を未払計上する場合 従来顧客の利用時に費用化していたポイント制度(販売額の一部を顧客に還元する等の商取引)について、重要性が増してきたため、ポイント付与時に見積りに基づいて費用化を行う場合 <p>(記載内容と記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上割戻の未払計上 会計方針の記載に併せて、変更が行われた旨、その内容及び変更が財務諸表等に及ぼす影響を注記する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>売上割戻は、従来支出時に売上高から控除する処理をしておりましたが、金額的重要性が増してきたため、当連結会計年度より売上割戻発生見積額を未払計上することとしました。この結果、従来の方法によった場合に比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ 百万円並びに当期純利益が百万円少なく計上されております。</p> </div> | <p>会計処理の対象となる会計事象等の重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更</p> <p>(同 左)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>会計処理の対象となる新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用 新たな事実の発生に伴い新たな会計処理を採用する場合、その会計処理が妥当なものである限り、会計方針の変更に該当しない。なお、当該会計処理が財務諸表に重要な影響を及ぼし、開示を必要と認めた場合は、追加情報として注記することになる。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに倉庫業を開始し、新設した流通倉庫の減価償却方法に既存事業における有形固定資産の減価償却方法と異なる方法を採用する場合 出荷基準により売上を計上している会社が、新たに開始した割賦販売については、割賦金の回収期限到来日をもって売上を計上する場合 <p>(記載内容と記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに倉庫業を開始し、新設した流通倉庫の減価償却方法に既存事業における有形固定資産の減価償却方法と異なる方法を採用する場合 当該事実に伴って新たな会計処理を採用した場合は、その旨を会計方針の記載に併せて注記する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>新規事業として計画しておりました倉庫業に供する建物が完成し、平成×年×月×日より営業を開始いたしました。当社は従来建物の減価償却は定率法によっておりましたが、倉庫業に係る建物については定額法を採用することとしました。</p> </div> <p>(2) 財務諸表等の特定の科目との関連を明らかにして注記すべき追加情報 財務諸表等の特定の科目との関連を明らかにして注記すべき追加情報は、特定の科目の状況についての説明的注記であるため、財務諸表等規則第9条第3項及び商法施行規則第46条第2項等の規定により、財務諸表上の当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によって、当該注記との関連を明らかにする必要がある。これらは、資産の使用・運用状況等の説明、特殊な勘定科目の説明、会計基準の適用に係る実務指針等で注記を求めている事項、に分類される。</p> <p>資産の使用・運用状況等の説明 資産の使用・運用状況等について通常の使用方法によらず、特殊な方法によっている場合や、使用目的が変更された場合には、追加情報として注記するものである。</p> <p>記載内容は、当該事実及び関連する金額を注記する。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な遊休又は一時休止の固定資産がある場合 販売用不動産等の保有目的の変更があった場合 <p>(記載内容及び記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な遊休又は一時休止の固定資産がある場合 有形固定資産の各科目に含めて表示されている遊休又は一時休止の固定資産の金額が重要な場合は、遊休又は一時休止の固定資産が含まれている旨及びその金額を、当該科目との関連を明らかにして注記する。 | <p>会計処理の対象となる新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用</p> <p>(同 左)</p> <p>(2) 財務諸表等の特定の科目との関連を明らかにして注記すべき追加情報 財務諸表等の特定の科目との関連を明らかにして注記すべき追加情報は、特定の科目の状況についての説明的注記であるため、財務諸表等規則第9条第3項及び商法施行規則第46条第2項(改正前第25条第2項)等の規定により、財務諸表上の当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によって、当該注記との関連を明らかにする必要がある。これらは、資産の使用・運用状況等の説明、特殊な科目の説明、会計基準の適用に係る実務指針等で注記を求めている事項、に分類される。</p> <p>資産の使用・運用状況等の説明 資産の使用・運用状況等について通常の使用方法によらず、特殊な方法によっている場合や、使用目的が変更された場合には、追加情報として注記するものである。</p> <p>記載内容は、当該事実及び関連する金額を注記する。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な休止固定資産がある場合 販売用不動産等の保有目的の変更があった場合 <p>(記載内容及び記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な休止固定資産がある場合 有形固定資産の各科目に含めて表示されている休止固定資産の金額が重要な場合は、休止固定資産が含まれている旨及びその金額を、当該科目との関連を明らかにして注記する(監査第二委員会報告第2号「休止固定資産の会計処理及び表示と監査上の取扱い」(昭和54年3月6日)参照)。 |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p data-bbox="274 212 1369 260" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">土地には、未利用用地 百万円が含まれております。</p> <p data-bbox="219 280 1369 434">特殊な勘定科目の説明 財務諸表等の表示に、一般的には使用頻度の少ない特殊な勘定科目を使用している場合など、勘定科目名の記載だけではその内容が明確ではない場合に、追加情報として注記することにより当該内容を説明する。</p> <p data-bbox="219 434 1369 743"> (事例) ・ 損益計算書における特別損益科目の説明 ・ 業種特有の科目の説明 ・ 収用等に伴い圧縮記帳を行った場合 (記載内容と記載例) ・ 収用等に伴い圧縮記帳を行った場合 収用等により資産を譲渡し、新たに取得した資産につき圧縮記帳を行った場合は、その旨及び圧縮額を、当該科目との関連を明らかにして注記する。 </p> <p data-bbox="274 763 1369 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">土地収用法を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は百万円であり、その内訳は、次のとおりであります。 建物 百万円 機械及び装置 百万円</p> <p data-bbox="219 917 1369 994">会計基準の適用に係る実務指針等で注記を求めている事項（規則等で規定しているものを除く。）</p> <p data-bbox="219 994 1369 1110">会計基準の適用に係る実務指針等で注記を求めている事項とは、規則等で定めている注記事項以外で、企業会計基準委員会や日本公認会計士協会の各種委員会が公表した実務指針や報告等に基づいて追加情報として注記する事項である。</p> <p data-bbox="219 1110 1369 1342"> (事例) ・ 企業会計基準委員会による企業会計基準適用指針等による注記事項 ・ 監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（平成11年2月22日）による注記事項 ・ 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（最終改正平成14年9月17日）による注記事項 (記載内容と記載例) ・ 監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」による注記事項 財務諸表等における債務保証損失引当金の計上と債務保証の注記との関係に関して、追加情報を注記する場合がある（監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（平成11年2月22日）第4項(3)参照）。 保証債務の履行に伴う損失の発生の可能性が高く、かつ、金額の見積りが可能な場合には、債務保証損失引当金を計上しなければならないが、損失の発生の可能性が高いが、金額の見積りが不可能な場合、及び損失の発生がある程度予想される場 </p> | <p data-bbox="1536 212 2642 260" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">土地には、未利用用地 百万円が含まれております。</p> <p data-bbox="1509 280 2642 396">特殊な勘定科目の説明 (同 左)</p> <p data-bbox="1481 917 2642 994">会計基準の適用に係る実務指針等で注記を求めている事項（規則等で規定しているものを除く。）</p> <p data-bbox="1920 1023 2642 1072">(同 左)</p> <p data-bbox="1481 1333 2642 1603"> (記載内容と記載例) ・ 監査委員会報告「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」による注記事項 財務諸表等における債務保証損失引当金の計上と保証債務の注記との関係に関して、追加情報を注記する場合がある（監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（平成11年2月22日）第4項(3)参照）。 </p> <p data-bbox="1920 1632 2642 1680">(同 左)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>合には、その旨、主たる債務者の財政状態、主たる債務者と保証人との関係内容、主たる債務者の債務履行についての今後の見通し等、その状況を適切に説明するために必要な事項を追加情報として注記する。なお、損失の発生の可能性が高いが金額の見積りが不可能な場合には、これらの注記に加えて、金額の見積りが不可能な理由を注記することが求められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>下記の各会社の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。 A会社 百万円 B会社 百万円 計 百万円 A会社に対する保証債務の一部には、今後の不動産市況の動向により保証履行を求められる可能性が高いものが含まれております。A会社は資本の欠損の状況ではありますが、主力銀行の支援下で経営改善策を実施中であることから、保証債務の履行に伴う損失見積額の算定は困難であります。</p> </div> <p>(3) 連結（中間連結）財務諸表固有の事項 連結財務諸表規則や中間連結財務諸表規則に特に定められている注記のほか、利害関係人が企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項について追加情報として注記することが求められている（連結財務諸表規則第15条、中間連結財務諸表規則第13条）。</p> <p>（事 例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結子会社の増加、又は重要性による開示範囲の変更等によって、セグメンテーションの方法等を変更した場合 ・ 連結決算手続上、親子会社間の会計処理の統一を図るために、親会社の個別財務諸表の会計処理を連結財務諸表上修正している場合 ・ 中間連結財務諸表において、中間決算における税額計算上、諸準備金等を利益処分により計上又は取り崩したものとみなしている場合（会計制度委員会報告第11号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」（平成11年1月19日）第5項参照） <p>（記載内容と記載例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結子会社の増加、又は重要性による開示範囲の変更等によって、セグメンテーションの方法等を変更した場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（事業区分の追加及び変更） ネットワーク事業は、当連結会計年度より連結子会社となりました（株）が行っている事業であり、当該セグメントを新設しております。あわせて、従来独立して表示していたビル賃貸等事業につきまして、相対的に重要性が低下したため、その他の事業に含めて表示しております。</p> </div> <p>(4) その他 期間比較上説明を要する場合 期間比較上説明を要する場合は、財務諸表上の特定の科目群と密接に関連する注記事項であるが、同時に、これらは会計方針等の補足的説明としての性格を有することか</p> | <p>(3) 連結（中間連結）財務諸表固有の事項 連結財務諸表規則や中間連結財務諸表規則に特に定められている注記のほか、利害関係人が企業集団又は会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項について追加情報として注記することが求められている（連結財務諸表規則第15条、中間連結財務諸表規則第13条）。</p> <p style="text-align: right;">（同 左）</p> <p>(4) その他 期間比較上説明を要する場合</p> <p style="text-align: right;">（同 左）</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>ら、別の分類とした。 (事 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末日が休日のため、財政状態が通常の期末日の状況と異なる場合 ・ 新規事業の開始・取引形態の変更などにより、財政及び経営の状況が前期と比較して大きく変化した場合 <p>(記載内容と記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末日が休日のため、財政状態が通常の期末日の状況と異なる場合 期末日が休日、期末日満期手形残高が重要な場合は、入出金の会計処理を満期日又は交換日のいずれで行ったか及びその金額を、当該科目との関連を明らかにして注記する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>受取手形 百万円 支払手形 百万円</p> </div> <p>後発事象に該当しないが説明を要する事項 事業年度中に行われた意思決定又は発生した一連の取引に係る事象について、決算日後、監査報告書日までの間に当該意思決定に基づく行為又は取引が終結していない状況が生ずることがある。このような場合は、決算日後に発生した事象ではないので、後発事象に該当しないが、重要な事象であれば追加情報として注記することが適切である(監査委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」(平成15年3月25日))。</p> <p>(事 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業年度中に合併の合意及び公表はなされたが、合併承認手続が未了の場合や、当該事業年度中に合併承認総会で合併契約書が承認されたが、いまだ合併期日が到来していない場合 ・ 新株式の発行について、当該事業年度中に取締役会の承認決議はあったが、いまだ払込期日が到来していない場合 ・ 過年度に後発事象として開示した事象で、開示した内容を更改又は補正し、あるいは経過等を引き続き開示する場合 <p>(記載内容と記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業年度中に合併の合意及び公表はなされたが、合併承認手続が未了の場合や、当該事業年度中に合併承認総会で合併契約書が承認されたが、いまだ合併期日が到来していない場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>当社とA社は平成××年1月10日に、平成××年7月1日を合併期日とする合併契約書に調印しました。合併の承認は平成××年3月31日開催の当社とA会社の臨時株主総会において承認されました。合併契約の要旨は次のとおりです。 (以下省略)</p> </div> | <p>後発事象に該当しないが説明を要する事項 事業年度中に行われた意思決定又は発生した一連の取引に係る事項について、決算日後、監査報告書日までの間に当該意思決定に基づく行為又は取引が終結していない状況が生ずることがある。このような場合は、決算日後に発生した事象ではないので、後発事象に該当しないが、重要な事象であれば追加情報として注記することが適切である(監査委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」(平成15年3月25日))。</p> <p>(事 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業年度中に合併の合意及び公表はなされたが、合併承認手続が未了の場合や、当該事業年度中に合併承認総会で合併契約書が承認されたが、いまだ合併期日が到来していない場合 ・ 新株式の発行について、当該事業年度中に取締役会の承認決議はあったが、いまだ払込期日が到来していない場合 ・ 過年度に後発事象として開示した事項で、開示した内容を更改又は補正し、あるいは経過等を引続き開示する場合 <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>その他 本報告に分類した事例は、網羅的ではないため、それ以外の事項であっても、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関して適切な判断を行う上で必要と認めた場合には、追加情報として財務諸表等に注記すべきである。</p> <p>4．規則等による異なる取扱い 商法の計算書類及び連結計算書類については、商法施行規則第47条及び第155条に「追加情報の注記」が規定されている。これらの規定は財務諸表等規則第8条の5及び連結財務諸表規則第15条に規定する追加情報の注記と同様の趣旨の規定であると解される。なお、商法施行規則第47条等の「追加情報の注記」においても、必要なものは「注記しなければならない」と規定されていることに留意しなければならない。</p> <p>証券取引法と商法では財務諸表の開示目的、体系の面で必ずしも同一ではないため、証券取引法に基づいて作成される財務諸表等では規則等で注記が義務付けられているが、商法上は商法施行規則では明記されていないものがある。しかし、商法施行規則で明記されていないものであっても、商法施行規則第47条の規定を勘案すれば、会計基準等が要求しているもの、あるいは財務諸表を理解する上で重要と思われるもの（財務諸表等規則が求めている注記事項を含む。）については、商法上も追加情報としての注記が必要と考えられる。</p> <p>例えば、継続企業の前提に関する開示は、企業の作成する財務諸表の前提としての重要な情報であることを鑑みると、財務諸表等の「継続企業の前提に関する注記」（財務諸表等規則第8条の14、同第9条、連結財務諸表規則第15条の9、同第16条）に準じて、商法上も追加情報の注記として取り扱うべきものである。追加情報の注記の記載に当たっては、商法上の計算書類の開示目的並びに商法施行規則第44条「作成の基本原則」、同第146条「連結計算書類作成の一般原則」が規定する明瞭記載の要請等を勘案して、注記事項を決定する必要がある。</p> <p>また、商法計算書類上、重要な流動資産の時価が著しく低い場合において、その取得価額を付した場合、その旨の注記を求められている（商法施行規則第61条）。この場合には、財務諸表においても追加情報としての注記が必要か否かを検討することが考えられる。</p> <p>5．適用（省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>その他 (同 左)</p> <p>4．規則等による異なる取扱い 商法の計算書類及び連結計算書類については、商法施行規則第47条（改正前第26条）及び第155条（新設）に「追加情報の注記」が規定されている。これらの規定は財務諸表等規則第8条の5に規定する追加情報の注記と同様の趣旨の規定であると解される。なお、商法施行規則第47条（改正前第26条）等の「追加情報の注記」においても、必要なものは「注記しなければならない」と規定されていることに留意しなければならない。</p> <p>証券取引法と商法では財務諸表の開示目的、体系の面で必ずしも同一ではないため、証券取引法に基づいて作成される財務諸表等では規則等で注記が義務付けられているが、商法上は商法施行規則では明記されていないものがある。しかし、商法施行規則で明記されていないものであっても、商法施行規則第47条（改正前第26条）の規定を勘案すれば、会計基準等が要求しているもの、あるいは財務諸表を理解する上で重要と思われるもの（財務諸表等規則が求めている注記事項を含む。）については、商法上も追加情報としての注記が必要と考えられる。</p> <p>例えば、継続企業の前提に関する開示は、企業の作成する財務諸表の前提としての重要な情報であることを鑑みると、財務諸表等の「継続企業の前提に関する注記」（財務諸表等規則第8条の14、同第9条、連結財務諸表規則第15条の9、同第16条）に準じて、商法上も追加情報の注記として取り扱うべきものである。追加情報の注記の記載に当たっては、商法上の計算書類の開示目的並びに商法施行規則第44条（改正前第23条）「作成の基本原則」、同第146条（新設）「連結計算書類作成の一般原則」が規定する明瞭記載の要請等を勘案して、注記事項を決定する必要がある。</p> <p>また、商法計算書類上、重要な流動資産の時価が著しく低い場合において、その取得価額を付した場合、その旨の注記を求められている（商法施行規則第61条（改正前第40条））。この場合には、財務諸表においても追加情報としての注記が必要か否かを検討することが考えられる。</p> <p>5．適用（省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |

適 用

「監査委員会報告第77号「追加情報の注記について」の改正について」（平成16年3月17日）は、平成16年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。

以 上